

自主防災組織活動マニュアル

はじめに

本マニュアルは、自主防災組織が長く活動していく上で、活動の手本とするマニュアルであるが、このマニュアルどおりに活動しなければならないということではない。自主防災組織には、各々の特徴があり、アイディアと工夫で、独自の活動に取り組むことが望ましい。災害に強いまちづくりに向かって活動を継続することが重要である。

1 事業（活動）計画

（１）事業計画

防災組織を安定して運営するには、年間計画に基づいて活動することが肝要であり、計画に基づいた目的のある活動が、いざという時、組織の力を十分に発揮する。年間を通じた事業計画を立て、重点項目を決め、計画に基づいて実行する。

また、計画したが実施できなかった場合は、できなかった理由、改めて実施した日や内容の変更について記録する。

（事業計画書の例）

令和〇〇年度 〇〇自主防災会事業計画

月	日（曜）	計 画	実施／未実施	所見（未実施の理由等）
4		役員会議	○	
		定例総会	○	
		防災講演会開催	×	
5		防災マップ作成検討会	×	
		避難誘導訓練	○	

（２）活動記録

防災活動を実施した時は活動の記録を残す。記録には、計画段階から、苦労した点、工夫した点を記載し、事後の活動に繋げるため、実施要領等において注意する点、反省点を必ず記録する。

（活動記録の例）

令和〇〇年度 〇〇自主防災会活動記録

実施日時	活 動 内 容
4/5（日）9時～12時	<u>避難訓練（参加者：〇〇名）</u> 計画時の状況 ・車いす3台を社会福祉協議会で借用 ・シニアポーズを市役所危機管理課で借用 反省点等 ・ 避難経路上に国道を横断するところがあり、横断する際に警戒員を配置していなかった。 ・ 避難行動要支援者の避難方法は更に工夫が必要

2 防災知識の普及

防災組織が長く活動していくためには住民の理解が必要であり、理解があつてこそ、いざという時の活動に支障が出ないと言える。そのため、平常時においては防災意識の啓発活動にも力を入れる。

(1) 防災新聞の発行

第〇回 〇〇自主防災会新聞

- ★ 〇〇自主防災会会議報告
- ★ 防災講演会の開催について
- ★ 防災訓練の実施結果について
- ★ 〇〇地方での豪雨災害発生について
- ★ 家庭内備蓄の重要性、非常持ち出し品の準備について
- ★ 我が家の防災対策（インタビュー）



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

※ 地区で発刊されている新聞に自主防災組織のコーナーを入れてもらうのも一考

(2) 防災マップ作製

地区内の危険箇所や防災上の関連施設を地図に記載し、防災基礎データとして住民に配布する。一度作成したマップは毎年見直し、検討を行う。



〇〇地区防災マップ

記載項目

- ★ 防災関係機関（役所、消防署、警察など）
- ★ 避難場所（避難経路）
- ★ 避難行動要支援者施設（保育園、福祉施設）
- ★ 消火栓
- ★ 危険箇所（がけ、水路、危険物保管場所、ブロック塀、ため池など）

(3) 防災研修会の開催

防災に対する理解を深める上で、研修会にても有効な企画である。研修会の講師として防災を研究している教授や防災アドバイザー、県や市の防災担当者、先進的に活動を行っている自主防災組織のリーダーなどがあるので、益田市危機管理課

（０８５６－３１－０６０１）に連絡し照会を受ける。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(防災研修会通知の例)

〇〇自主防災会 防災研修会のお知らせ

〇〇. 〇〇. 〇〇
〇〇 自主防災会

	内 容	記 事
研 修 項 目	防災クロスロード	各組単位でグループを編成
日	〇月〇日(〇)	
時 間	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	5分前までに集合して下さい。
場 所	〇〇児童館	防災委員は30分前から準備を開始
参 加 者	各組住民	各組住民6~10名参加
そ の 他	講師等	危機管理課から2名

(注意事項)

- 1 本連絡表を各組ごと回覧します。
- 2 防災委員は極力参加して下さい。参加できない場合は、防災委員長又は副委員長に報告して下さい。
- 3 参加を希望する人は、最寄りの防災委員にお知らせください。
- 4 住民から参加申し込みを受けた防災委員は、防災委員長又は副委員長に報告して下さい。(参加者が少ない組の防災委員は、参加者を募って下さい。)
- 5 訓練に参加する防災委員は、訓練開始30分前に集合して下さい。会場準備を実施します。
- 6 クロスロードに使用する問題、カードは危機管理課で準備し、地図は、自主防災会所有の防災マップを組の数分準備します。

3 防災点検

定期的に地区内の災害危険箇所を調査して回り危険性を確認し、措置が必要な場所や物に対しては早急に対策を講じる。

防災マップに記載しないような細かな点についても点検し、点検表に記載する。

〇〇地区防災点検



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

- ★ 急傾斜地、よう壁、堤防の状況
- ★ ブロック塀や石垣の状況
- ★ 商店の看板や、自動販売機等、震災時、落下や転倒の危険がある重量物の設置状況
- ★ 違法駐車や放置自転車等、避難時の妨げとなる障害物の状況
- ★ 消火器、消火栓など防火器具
- ★ プロパンガスボンベの設置状況
- ★ 燃えやすい粗大ゴミ等の放置状況

（防災点検の例）

〇〇自主防災会 防災点検表

月	日（曜）	点検項目（場所）	点検結果	点検者印	所見（要改善事項等）
4	3（日）	〇〇ため池	○		異状なし。
	16（土）	〇〇水路	×		堆積物が多い。
	25（月）	〇〇水門	○		作動良好
5	17（日）	〇〇消火栓	○		作動良好
		〇〇集会所ガスボンベ	×		転倒防止柵劣化
		〇〇避難経路横塀	×		前回点検時から亀裂増加

4 防災資機材の点検整備

防災資機材は、非常時、防災活動を行う上で重要となる器具であり、リスト化し、定期的に点検、整備する。

また、器具の貸出し等、の管理規定を決め紛失を防止する。

（防災資機材点検／貸出表の例）

資機材名	点検日	確認者印	貸出日	返納日	記 事 （貸出先・点検結果等）
消火器（１）	12.12.24				薬剤交換、異状なし
消火器（２）					
バール（１）			12.12.24	13.1.25	貸出先：〇〇防災会
バール（２）					
ジャッキ					

5 防災訓練

防災訓練は、災害時の対応要領を体得する機会であり、防災活動を理解する上で、講義等による知識の習得より経験に伴う効果が期待できる。

年間の事業計画に基づき、地区住民が一丸となって取り組む。

（１）初期消火訓練

火災の拡大を未然に防止するためには、初期消火活動が重要であり、初期消火活動の要領や消火器の使用方法について理解しておく。

火が床から天井に達するまでに約３～５分、一棟火災となるまでに約１０分、通常の火災はもとより、震災時に火災はつきものであり、多くの地区住民が初期消火活動を実施できるように訓練する。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

初期消火訓練の指導官の派出、訓練用消火器の貸出しについては、益田広域消防本部予防課（０８５６－３１－０２３０）に要請する。

(防災訓練通知の例)

〇〇自主防災会 防災訓練のお知らせ

〇〇. 〇〇. 〇〇
〇〇 自主防災会

	内 容	記 事
訓 練 名	初期消火訓練	消火器×3本、訓練用消火器×2本
日	〇月〇日(〇)	小雨決行
時 間	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	5分前に集合して下さい。
場 所	〇〇児童館前広場	前日17時から清掃を実施します。
参 加 者	防災委員(消火班)他	消火班を中心とした防災委員のほか、希望する住民
そ の 他	訓練指導員等	益田広域消防本部から2名
(注意事項) 1 本連絡表を各組ごと回覧します。 2 防災委員は極力参加して下さい。参加できない場合は、防災委員長又は副委員長に報告して下さい。 3 参加を希望する人は、最寄りの防災委員にお知らせください。 4 の住民から参加申し込みを受けた防災委員は、防災委員長又は副委員長に報告して下さい。 5 児童館前広場の清掃は、前日17時から参加できる防災委員で実施します。 6 訓練に参加する防災委員は、訓練開始30分前に集合して下さい。訓練事前研究会を実施します。		

(2) 避難誘導訓練

火災、水害、地震等災害の種類によって避難方法が異なり、それぞれの災害に応じた避難方法を訓練し、災害時の避難要領を習得する。

高齢者や障がい者、幼児など避難行動要支援者の避難については、誰が誰を担当する等、役割分担を整える。

寝たきりの方など歩行困難者を避難させるためには、おとな4名が必要である。

訓練では、当事者を避難させるのではなく、ダミー人形等で代用することが望ましい。

避難訓練を実施することにより、所要時間、避難経路上の不具合点及び避難行動要支援者の避難に関する問題点を確認し、不具合点、問題点の解消に繋げる。

また、災害危険箇所にある公的避難所に不安を感じる場合は、安全と思われる個人所有の施設を防災組織と所有者の話し合いで避難所として設定することも検討する。

ダミー人形については益田広域消防本部予防課(0856-31-0230)、訓練用の高齢者疑似体験セット(シニアポーズ)の貸出しは、益田市危機管理課(0856-31-0601)に申請する。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(3) 救出・救護訓練

倒壊家屋の下敷きになった人の救出方法や応急手当の方法を訓練し、災害が発生した場合の、負傷者救出要領を習得する。

人工呼吸、止血法及びAEDの操作を身に付けることは、災害時以外においても役立つ技能である。

訓練に当たって指導官の派出は、
益田広域消防本部警防課救急係
(0856-31-0420) に要請する。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(4) 情報収集・伝達訓練

防災組織としては、まず非常呼集網を整備する。その上で正確な情報を伝達することが肝要、とかく災害時など非常時は、間違った情報が飛び交う恐れがあり、それがパニックを引き起こす原因となり得るので十分に注意する。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

重要な情報は、公的機関に確認するか、携帯ラジオなど、信用できるところからの情報収集に努める。

訓練では、5W1H「いつ、どこで、誰が(なにが)、どうして、どのように」に注意して簡潔明瞭に伝達する要領を習得する。

災害時公的機関が必要とする情報

- ① 人的被害（死者、行方不明者、重軽傷者など）
- ② 住居、建物被害（全半壊、焼失、浸水状況など）
- ③ その他（公共設備、道路、橋などの状態など）



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(5) 給食・給水訓練

被災後の水の確保、食料の配布方法を確認する。地区のイベント等を活用、大鍋を持ち出し、炊き出し訓練をすることも一考、日常から各家庭で水、食料の備蓄をすることや、炊き出しの材料をどのように調達するか手順を定め、それに基づいた訓練を実施する。

また、災害の状況によっては、水や食料が予定どおりに確保できない事も考えられるので、水、食料確保の手順について何とおりかのパターンを計画する。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(6) 地域防災図上訓練（T-D I G）

地域防災図上訓練は、地域の災害危険箇所や災害時の行動等を図上に記入して確認することで、地域の危険箇所や緊急時の行動が地図上に分かりやすく現れてくる訓練であり、住民は普段、その箇所を危険と意識していないが、図面に記入することにより、その多くが身近に存在する箇所であることを理解し、災害対策の重要性を改めて



認識することができる。

防災意識の高揚を図るには、多くの住民に訓練への参加を促す工夫が必要であり、訓練が住民にとって分かりやすく、結果が現れる訓練ほど住民の参加意欲が増すものとする。そんな中、地域防災図上訓練を計画することは、他の訓練と異なり、訓練の成果を目で確認でき、無関心な人に対しても興味を与え、分かりやすく訓練できるので効果的である。地域防災図上訓練を行うことにより防災意識が高まり、防災活動へ積極的に加わる住民が増えるなど、自主防災活動への住民の理解と支持向上がおいに期待できる。

地域防災図上訓練を積極的に取り入れ、なるべく多くの住民が図面に触れるよう計画する。

（防災図上訓練通知の例）

〇〇自主防災会 防災図上訓練のお知らせ

〇〇. 〇〇. 〇〇
〇〇 自主防災会

	内 容	記 事
訓 練 名	地域防災図上訓練	6～8人掛けテーブルを6卓
日	〇月〇日（〇）	駐車場あり
時 間	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇	5分前に集合して下さい。
場 所	益田市立水防センター	開始30分前から会場を準備します。
参 加 者	地域住民	気軽に参加して下さい。
そ の 他	訓練指導員等	大学教授、NPO防災研究会

（注意事項）

- 1 本連絡表を各組ごと回覧します。
- 2 防災委員は極力参加して下さい。参加できない場合は、防災委員長又は副委員長に報告して下さい。
- 3 参加を希望する人は、最寄りの防災委員にお知らせください。
- 4 住民から参加申し込みを受けた防災委員は、防災委員長又は副委員長に報告して下さい。（参加者が少ない場合、防災委員は、参加者を募って下さい。）
- 5 訓練に使用する地図は危機管理課、その他の用紙、筆記用具等は自主防災会で準備します。

(防災訓練計画書の例)

町内名	〇〇町内会長	〇〇町内会長	〇〇町内会長	〇〇町内会長	〇〇町内会長	〇〇町内会長
検印欄						

〇〇自主防災会 防災訓練計画書

〇〇. 〇〇. 〇〇
〇〇 自主防災会

	訓 練 計 画
訓 練 名	地震初動対応訓練
訓練の目的	地震発生時の初動対応要領を習得する。
日 時	〇月〇日(〇) 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
場 所	〇〇公園広場~〇〇集会所~〇〇中学校
参 加 者	〇〇自治会員〇〇名
そ の 他	指導者: 〇〇消防署員2名
訓練内容	(想 定) 〇/〇日、09:00 時、益田市沖5キロの海上において地震発生(M7.0)、震源の深さ 10Km、倒壊家屋あり、市内数か所で火災が発生している。 (訓練シナリオ) 09:00 時、告知放送にて想定地震発生及び訓練開始を伝達 - 訓練参加者は、直ちに〇〇自主防災会防災計画に示された集合場所に集合する。 - 防災委員は人員確認を行う。 - 救出救護班は、確認が取れない住民宅(集会所)へ移動する。 - 倒壊家屋内の様子を確認する。 - 救出活動を開始する。 - 消火班は、近くに迫った火災の消火活動を行う。 - 救出活動は、ダミー人形を使用して行う。 - 救出した住民は心肺停止状態であり、心肺蘇生法訓練を行う。 - AEDを使用して訓練を行う。 - 合わせて、手足の状態、身体に怪我等のあるなしを確認する。 - 住民の意識が回復 - 住民(ダミー人形)を災害時に救護所が開設される〇〇中学校まで担架で搬送する。 - 訓練終了
(参考事項) ★ ダミー人形、AEDは、消防署から借用する。 ★ 〇/〇日役員会において、防災委員による事前研究会を行う。 ★ 訓練終了後現地にて、訓練班ごと事後研究会を行う。 ★ 〇/〇日役員会において、防災委員による事後研究会を行う。 ★ 訓練中は、事故防止に十分配慮する。	

(7) 防災訓練の要訣

ア 訓練実施広報

訓練の日時や場所を住民に再三広報し、訓練の実施要領まで周知する。できれば、訓練に参加できるおおよその人数を把握し、参加した住民全てが、見学だけでなく、何らかの行動が取れるように訓練内容を検証する。

イ 参加意欲を持たせる訓練内容

訓練が苦痛になるようでは、参加者が少なくなるので、遊びや競争の要素も取り入れ楽しく、しかも実りのある訓練を計画する。地区での集まりが多くなる場合は、何かのイベントに合わせて訓練を計画するのも一考、大切な事は、事業計画を立て、計画に基づいて訓練を実施、継続する。

6 避難行動要支援者

自主防災組織にとって要配慮者との関係強化は最も重要な課題のひとつであり、要配慮者支援のための体制づくりをまちぐるみで推進する。

障がい者、高齢者、乳幼児、外国人など災害時、一人では避難できない人とコミュニケーションを取り、連帯感や信頼関係を築き、災害時の避難方法、要領について理解してもらっておくことが大切である。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

地域で取り組む要配慮者対策

- ① 避難場所の確保、安全に避難できる避難通路の整備
- ② 警報や災害情報が確実に伝わるよう災害情報伝達手段の確保
- ③ その他（公共設備、道路、橋などの状態など）
- ④ 初期消火や応急手当など自身でできる防災活動の教育、訓練
- ⑤ 災害時、誰と誰が避難の支援を行うか、支援体制の確立、明確化
- ⑥ 避難行動要支援者対策は、地域の問題として地域で共有するという、住民の意識啓発

避難行動要支援者の誘導方法

- ① 肢体不自由な障がい者
 - ★ 車椅子で階段を上下する場合3人以上で補助、上がる時は前向き、下がる時は後向き
- ② 目の不自由な障がい者
 - ★ 「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかける。
 - ★ 杖を持っていない方の肘のあたりを軽く触れるか、腕を貸して半歩前を行く。
 - ★ 方向を示す時は、「10時の方向2m」など分かりやすく伝える。
- ③ 耳の不自由な障がい者
 - ★ 話すときは、近くにより正対し、大きくはっきりと口を動かす。
 - ★ 口で分からなければ筆談する。紙がなければ相手の手の平に指先で字を書く。

7 他の組織等との連携

(1) 市役所危機管理課との連携

市が「避難勧告」等避難情報を発する時、該当する地区の自主防災組織に連絡してくるので住民へ伝達する。市としては他にも伝達する手段があるが、防災組織と住民の方は一体化しており、防災組織を通しての伝達が確実である。

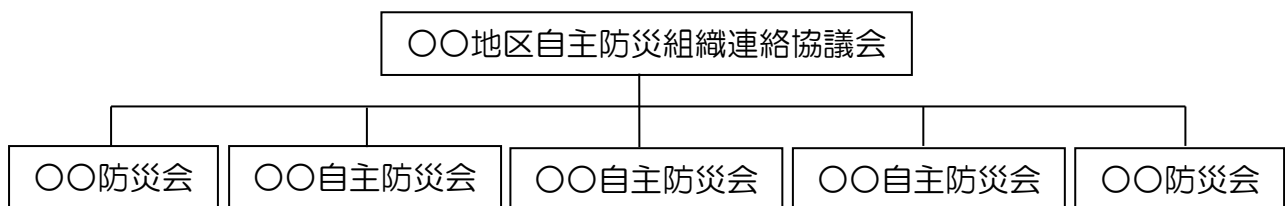
防災組織設立届書にもあるが、防災委員の携帯電話アドレスを登録しておけば、避難情報以外の災害情報についても瞬時に伝達できるので極力登録する。

(2) 他の自主防災組織との連携

大規模広域災害が発生した場合は、近隣の防災組織との連携が必要になると思われるので、平常時から連携体制を整えておく。できれば、公民館単位で自主防災組織連絡協議会等を立ち上げ、訓練活動等を広域で行うことにより、お互いの利点を共有し合う。

たとえば、A 自主防災組織が訓練する際に、B 自主防災組織が研修することにより、事後研究会において、A、B 双方の意見が出ることなど、お互いのレベル向上が図られる。

その他にも、応援協力体制の整備、研修会の共同開催、資機材の相互提供などが考えられ、目的を共有しているので、連携体制は容易に整えられると考える。



(3) 消防団との連携

消防団は災害が発生した場合、原則として所定の任務に就くこととなり、必ずしも自主防災組織とともに活動するわけではない。

しかし、消防団は、地域と密着した組織であり、地域住民の信頼も高く、状況によっては、災害時の活動を協力して行う場合もあり得る。

消防団は、消防活動や災害時の活動に高い知識と実績を有しており、平常時から、共同訓練の開催や防災組織が行う訓練に対する消防団員の訓練指導等、密接な連携を取っておく。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

消防団との協力体制

- ★ 消防団が行う防火・防災訓練への参加
- ★ 可搬式ガソリンポンプ等、消防資機材操作方法の指導
- ★ 訓練時における消防団が保有する資機材の借用
- ★ 災害時の避難誘導、救助・救出活動の連携

(4) 事業所との連携

自主防災組織が活動する地域内の事業所とは、防災訓練時における従業員の方々の参加や事業所が保有している資機材の借用等、日頃から仲の良い関係を構築しておき、平日の昼間に災害が発生した場合を想定して、従業員の方々に応援、協力が依頼できるよう、事業所との間に協定を結んでおく。

事業所が行う防火訓練や住民を対象にした催しなどにも積極的に参加する。

事業所との協力体制

- ★ 災害時の協力体制の構築
- ★ 防災訓練時における従業員の参加
- ★ 事業所が保有する資機材の借用
- ★ 救助・救出、避難誘導など従業員の協力
- ★ 避難所として施設の提供



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

8 非常時の活動

災害が発生したら落ち着いて冷静に行動し、まず、自分自身と家族の安全を確保、他の防災委員と協力して活動を開始する。

(1) 初期消火活動

初期消火の範囲を超えた消火活動は危険、出火から3分以内、天井に火が回っていない状態で消火活動を行う。

火が天井に回り、一棟火災となってからは、高度な消防力が必要となるため、消火活動は困難、延焼防止に努め、住民を風上側に避難させる。

消防隊が到着したら、避難誘導、負傷者の応急手当、ヤジ馬整理等、消防隊の消火活動の後方支援に当たる。

要は、火を出さない事が重要であり、火を使っている時はそばを離れないなど、住民に対する啓発や家庭用消火器の整備状況の点検等、防災組織が中心となって出火防止対策を実施する。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(2) 避難誘導活動



災害の種類によって安全な避難方法も異なり、状況に応じた避難要領を訓練で習得する。

避難行動要支援者の避難については、担当や避難方法をあらかじめ決めておき、いざという場合にスムーズに行動できるようにする。

集団で避難する場合は、誤った情報に惑わされず、沈着冷静、安全第1で避難する。

(3) 情報収集・伝達活動

災害時の情報収集伝達活動は、非常に重要であるが、正確な情報が届きにくいので、デマや思い込みで行動することがないように十分に気を付ける。大規模な災害になると、全ての情報通信機器が使用不能となる恐れがあり、そうした場合人から人への伝言が唯一の情報手段となり、情報の正確さを判断することや、正確な情報を伝達するよう心がけなければならない。そういう中であって、災害時に正確な情報が収集ができる機器として携帯ラジオが有効である。

発災後いち早く行政や消防との情報連絡体制を確保するためには、通常時から連絡体制を整え方を計画しておく。

(4) 救出・救護活動

地震や土砂災害による倒壊家屋、瓦礫などの下敷きになった人の救出には、人手や資機材が必要で、被害が大きければ、それなりの人手と多くの資機材が必要である。通常時から連携体制や資機材の確保を図っておく。

また、救出作業は、全体の状況を把握し、現場指揮官の指示に基づいた効果的な作業が求められる。

やみくもに作業を進めて、2次被害を引き起こしたりすることがないように十分に留意し、通常の防災訓練や防災研修で、作業の手順や要点を把握しておく。

さらに、救出した人に対して実施する心肺蘇生法や応急手当の方法について、適切な処置が施せるよう習得しておく。

大規模な災害になると、救出活動は自衛隊、消防の出動を要請することになるが、活動の範囲は部隊が来るまでの間において、自主防災組織でできる救出・救護活動にとどめ、無理をして2次災害にならないよう十分に注意しなければならない。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(5) 給食・給水活動

被災後の避難生活において、給食、給水は、最重要課題である。

発災直後の避難所において、避難所に備蓄物資がある場合は備蓄物資の分配、ない場合は、各自が家庭から持ち寄った食料を分け合うことになる。

状況が落ち着き次第、行政と連絡を取り、避難者の人数、年齢構成等を報告し、救援物資を届けてもらうよう要請する。

避難生活が長くなるようであれば、避難所運営マニュアル（市保有）に基づいて、避難者になるべく快適に避難生活を送れるよう避難所の運営を行う。

避難生活において、給食、給水は、避難者が最も関心を持って見守っており、自主防災組織の給食・給水班に当たる委員は迅速かつ正確な活動を行う。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

(6) 安否確認活動

不幸にして大規模な災害が発生した場合、自主防災組織が中心となって地域内住民の安否を確認するとともに要配慮者の安否についても確認し、市役所の避難所担当者へ連絡する。

強い地震が発生した場合、住民の集合場所を近隣の公園や広場にするなど、安否の確認方法について通常時から取り決めておき、住民に周知徹底する。

その際、集合する住民の中に、要配慮者の安否確認担当者が指名してあれば、速やかに要配慮者の安否確認が実施できる。

その他の災害についても、あらかじめ安否の確認要領を決め、できれば防災訓練において実施する。



総務省消防庁「自主防災組織の手引」引用

おわりに

自主防災組織が、世代交代を重ねながら活動を継続していく上において、この自主防災組織活動マニュアルが多少なりとも役に立てばよいと考える。

マニュアルどおりの項目を実施することは、なかなか難しいと考えるが、継続することが大切で、自主防災組織は結成しているのであるが、活動をしたことがない幽霊組織にならないよう、防災委員方々の献身的な努力を期待する。

災害が起ころなければ、活動の成果を判断しにくいものではあるが、災害が起きないにこしたことはなく、地道な活動の連続が、一朝において威力を発揮するものとする。